

別記様式第5の1（第26条関係）

地域活性化総合特別区域指定申請書

平成23年9月30日

内閣総理大臣 殿

秋田県知事 佐竹 敬久

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。

◇指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

レアメタル等リサイクル資源特区

1 指定申請に係る区域の範囲

ア) 総合特区として見込む区域の範囲

- ・大館市の全域
- ・鹿角郡小坂町の全域
- ・能代市の全域
- ・秋田市の全域

イ) ア) の区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に係る特例措置：
上記ア) の区域

ウ) 区域設定の根拠

- (1) 大館市については、家電リサイクル施設、廃プラスチックを原料とするリサイクル製品製造施設及び焼却施設が所在する地域である。
- (2) 鹿角郡小坂町については、非鉄金属製錬施設及びリサイクル関連施設が所在する地域である。
- (3) 能代市については、廃プラスチックを原料とするリサイクル製品の製造施設が所在する地域である。
- (4) 秋田市については、非鉄金属等の製錬、リサイクル関連施設が所在する地域である。

2 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

ア) 総合特区により実現を図る目標

①定性的な目標

- ・家電等金属系使用済製品のリサイクルの推進によるレアメタル等金属リサイクル資源供給基地の形成
- ・金属資源の県内への集約と金属資源供給能力向上による県内リサイクル関連産業の振興及び県内における関連産業の雇用創出による県内経済の活性化
- ・国内金属資源の安定確保
- ・資源循環型社会の構築
- ・家電等金属系使用済製品の国内における適正リサイクル量の増加、静脈産業への新規参入及び物流システムの活性化による経済社会の活力の向上及び持続的発展の実現

※1 県内については総合特区の指定及び区域の県全域への拡大により、県外については総合特区指定申請に併せて行う規制制度改革の要望により、上記目標の実現を図る。

※2 対象とする金属系使用済製品

◎使用済電気・電子機器(一般・産業廃棄物)

◎産業機械、医療機械、農業機械等の法律上特段の取り扱いに係る規定のない資源物など

解説： 家電4品目やパソコンなど一部の機器を除いて、家庭及び事業所から排出される様々な金属系使用済製品にはリサイクル制度がなく、現状では、その大半が焼却や埋立処分等がされている。本特区は廃棄物処理法の規制緩和を図ることにより、リサイクル制度がない家電等金属系使用済製品からレアメタル等の資源を効率的に回収し、国内への供給を行うとともに廃棄物を適正管理し、有害物質拡散の抑制に貢献する。

また、世界の静脈産業は2006年で約38兆円、2050年には約70兆円の市場規模と言われ、今後成長が見込まれる分野とされている。

本特区及び本提案と併せて行う規制制度改革要望の実現は、我が国の金属リサイクル先進地域として、レアメタル等金属資源の特区内への集約・供給機能を向上させることにより、県内リサイクル関連産業の振興と県内における関連産業の雇用創出に寄与するとともに、国の資源エネルギー確保と資源循環型社会構築を推進し、また、全国的な家電等金属系使用済製品の国内における適正リサイクル量の増加、静脈産業への新規参入及び物流システムの活性化により経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する。

②評価指標及び数値目標

評価指標（1）：特区に搬入され、リサイクル対象となる家電等金属系使用済製品の回収量

数値目標（1）：

【総合特区により実現】

現状 30 t / 年を平成 28 年度の回収実績で約 600 t / 年を目指す。

【総合特区と規制制度改革により実現】

平成 28 年度の回収実績で約 1 万 t / 年を目指す。

③数値目標の設定の考え方

【算定根拠】

回収目標量【①×②】＝ 約 3,000 t / 年×20%＝600 t / 年

①県内で市町村に排出される使用済電気・電子機器等（約 3,000 t / 年）※

②目標回収率＝（約 20%）

※中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会（第5回）資料より試算（排出量/年・人×人口）

（規制制度改革の実現により全国から回収が可能となった場合）

【算定根拠】

回収目標量【①×②×③】＝ 約 35 万 t × 1/2 × 5%＝約 1 万 t / 年

①全国で市町村に排出される使用済電気・電子機器等（約 35 万 t / 年）※

②全国からの回収可能量のうち本特区の回収地域の排出量（全国の約 1/2 程度）

（設定地域は関東以北を想定する）

③目標回収率＝（約 5%）

※中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会（第5回）資料より

数値目標（１）の目標達成に寄与する事業としては、
「廃棄物処理法の規制緩和による家電等金属系使用済製品の広域移動などによる効率的な資源回収」とする。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下のとおり。

- 1) 家電等金属系使用済製品の広域回収の実現
- 2) 低額な引き取りによる自治体等の処分コスト等の低減
- 3) 回収金属量の分配システムの導入
- 4) 金融機関による環境格付け等の支援
- 5) 家電等金属系使用済製品を効率的かつ経済的にリサイクルするための使用済製品の分別及び使用されているプラスチック素材の選別に係る技術開発、分別・選別システムを実証するための設備導入を進める。

イ) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

①政策課題

- 1) レアメタル等金属資源の安定確保と資源循環型社会の構築（廃棄物の減量化を含む）

世界的な経済成長を背景とした国際資源価格の高騰、資源保有国による資源管理の強まりから資源をめぐる環境は大きく変化している。

特に、レアメタルは、自動車や携帯電話、デジタルカメラなどのIT機器に不可欠であるが、中国やアフリカなど生産国が限られているものが多く安定的な確保が重要な課題となっている。このため、国では国家戦略の一つとして、都市鉱山と呼ばれる家電等金属系使用済製品からのレアメタルなどの金属リサイクルの推進を重要な柱としている。

家電4品目以外の家電等金属系使用済製品などには、レアメタル、金、銀などの多種多様の金属資源などが含まれているが、リサイクル可能なものであっても、現制度では、排出時に廃棄物として判断されることにより廃棄物処理法の収集・運搬・処分の規制が適用され、再資源化が困難となっている。そのため、その多くが一般廃棄物などとして焼却、埋立処分されているほか、海外に流出し、流出先での不適正処理による健康被害や環境汚染を引き起こしているとの指摘がある。

本特区においては、リサイクル制度のないこれら家電等金属系使用済製品を特区内において可能な限り回収、その対象区域を全県域に拡大する一方、「廃棄物処理法」の規制制度改革を併せて実現することで、国内から家電等金属系使用済製品を可能な限り回収、リサイクルすることにより、レアメタル等金属資源の安定確保、国外への資源流出の抑制並びに有害物質の拡散抑制、廃棄物の減量化などを図るものである。

解説： 1年間に排出される使用済家電等や産業用機械（分析機器・医療機器）の金属含有製品は、250万tといわれ、廃棄される機器中の金属量は、年間銅11万t、鉛1万t、錫5千t、貴金属類は数10t以上、レアメタル類は数10t～数千tと推計されている。（RtoS研究会 白鳥・中村：資源と素材 vol.123）

リサイクルが義務づけられている家電4品目以外やパソコンなどを除いては、排出時の有価、無価の判断によりその多くは廃棄物とされ、再資源化が進んでいない現状にある。

なお、市町村や処分業者でリサイクルする場合においても、一般的には減容化処理としての中間処理に留まり、貴金属やレアメタル等の有用金属が回収されることはない。

また、有価原料についても、廃棄物処理法の適用は受けないものの、金属価格等の変動により回収量が影響を受ける等安定的な資源確保に課題がある。

さらに使用済家電品等のリサイクルを行うためには、広域に効率良く収集する必要があるが、廃棄物処理法では、一般廃棄物の収集、運搬、処分（リサイクル）に関しては、複数の市町村間を運搬するには、各市町村間で多くの手続きが必要であり、この煩雑さや経費の増加が、リサイクルが推進されない理由の一つになっている。

廃棄物処理法には、広域認定制度、再生利用認定制度、再生利用指定制度の特例制度があるが、制度の考え方の違いや規制緩和の対象が限られている。

現状では、レアメタルは、使用量が少なく、回収されることは殆どないが、レアメタル含有部品を一定品位、一定量確保することにより経済価値を生むことから、長期間保管（蓄積）が重要となる。

（参考）

使用済小型電子機器に関しては、そのほとんどは消費者から排出され、そのうちの45.7%が一般廃棄物として市町村に排出され、その多くが最終処分されている。また、15.4%が海外にリユース目的またはスクラップとして輸出されている（中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会 小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会（第5回）資料より）。

◇対象とする政策分野：

グリーン・イノベーション（環境・エネルギー大国）

d) 再利用・リサイクル

②解決策

1) レアメタル等金属資源の安定確保の解決策

家電等の金属系使用済製品には、有価原料、廃棄物の区分がある。有価原料については、廃棄物処理法の適用は受けないものの、金属価格等の変動により回収量が影響を受ける等安定的な資源確保に課題がある。廃棄物に関しては廃棄物処理法の様々な制約があり、現状ではその多くが一般廃棄物として焼却、埋立処分されているが、特区内での金属系使用済製品についての次の規制の緩和や特区独自の取組みを行うことにより、金属系使用済製品の広域回収が可能となり、円滑なりサイクルシステムが構築される。県内については総合特区の指定及び区域の県全域への拡大により、県外については総合特区指定申請に併せて行う規制制度改革の要望により、上記目標の実現を図る。

○廃棄物処理法の規制緩和による廃棄物の広域移動等の推進：

特区内において、各市町村を超えて搬入される家電等の金属系使用済製品を収集運搬及び処分する場合の許可等や市町村間の通知など煩雑な事務手続きを不要とし、効率的にリサイクル施設を稼働させること、及び、リサイクル施設における使用済家電等の保管期限を緩和することにより、

- ・一般廃棄物の広域移動が可能になることで、これまで市町村では、ほとんどリサイクルされていなかった銅、鉛、亜鉛などの非鉄金属の回収が可能となる。
- ・レアメタル含有部品を一定量になるまで保管することより、タングステン、ネオジムなど

のレアメタルの効率的リサイクルが可能となる。

- ・リサイクル推進により、金属等資源の確保や資源循環型社会形成の促進に資する。
- ・家電等の金属系使用済製品の国内での適正なりサイクル量が増加する。
- ・静脈産業への新規参入が可能となることから、物流システムの活性化が図られる。

○自治体等の処分コスト、環境負荷等の低減：

現在の県内市町村の処分コストは約 20 円/kg 程度であるが、特区での引き取り費用を約 10 円/kg 程度（従来コストの約半分程度）と設定することにより、

- ・排出市町村の処分コストの大幅な削減が図られるとともに、リサイクル率が向上する。
- ・最終処分量の低減により、最終処分場の延命化が図られる。
- ・使用済家電等には鉛などの有害物質が含有されている場合もあり、リサイクル推進により焼却施設等への負荷軽減に資する。

○回収金属量の分配システムの導入によるトレーサビリティの確保：

- ・家電等の金属系使用済製品から回収した金属価値を仮想金属量として、カウントして協力者へ分配するとともに熱回収量などを報告し、「資源循環」と「有害物管理」の両面をコントロールすることにより、
- ・排出元市町村は住民に対しPRでき、循環型社会の意識向上に繋がる。
- ・リサイクルに踏み切れない市町村の取り組み開始のインセンティブにつながる。
- ・協力企業は、CSR や環境活動で表明できるメリットがある。

○金融機関による環境格付け等の支援：

環境格付け制度を実施し、市町村・企業の環境への取組を評価することにより、取組開始のインセンティブや家電等の金属系使用済製品回収量の増加につながる。なお、この取組は、全国初の取り組みであり、規制制度改革の実現による全国への展開の実現により、より効果的な回収量の確保を可能となる。

○国の財政上の支援：

使用済家電等金属系使用済製品を効率的かつ経済的にリサイクルするための技術開発及びシステム実証、設備の導入の支援により、リサイクルコストの低減に繋がる。

ウ) 取組の実現を支える地域資源等の概要

①地域の歴史や文化

本地域は、沿岸部では石油・天然ガス鉱山などが、鹿角・大館などの内陸部では非鉄金属鉱山と林業が地域経済を牽引し、繁栄した地域であり、秋田県民歌では、「廻らす山山靈気をこめて 斧の音響かぬ千古の美林 地下なる鉱脈無限の宝庫 見渡す広野は渺茫霞み 黄金と実りて豊けき秋田」と歌われている。

また、広大なブナ原生林を有する世界遺産の白神山地や十和田・八幡平国立公園など緑豊かな自然に恵まれている他、重要文化財に指定されている「旧小坂鉱山事務所」及び日本最古の芝居小屋「康楽館」、「史跡尾去沢鉱山」などの産業遺産、鉱山に関連した数多くの史跡がある。

②地理的条件

本県は首都東京のほぼ真北約450kmの東北の日本海側に位置し、北は世界遺産「白神山地」に

より青森県と、南は烏海山及び栗駒山地により山形・宮城両県と、東は奥羽山脈により岩手県と接している。また、北京、ニューヨークなどほぼ同じ北緯40度付近に位置しており、総面積は11,636km²、全体の71.9%を森林が占めている。全国では、6番目の広さで、東京都の約5.3倍に相当する。

人口は107万7,294人（平成23年7月1日現在）で、65歳以上の高齢者割合は29.6%に上り、高齢者比率は極めて高い。

③社会資本の現状

平成9年の秋田新幹線開業、秋田自動車道の全線開通、10年の大館能代空港の開港、11年の国内フェリーの就航など、本県の高速交通ネットワークは、陸・海・空とも整備が進んでいる。

秋田新幹線は、東京～秋田間を最短3時間49分で結び、首都圏交流の大動脈となっている。秋田空港からは、東京、大阪、名古屋、札幌への国内定期航路があり、大館能代空港の開港で県北地域も羽田空港を介して各地と結ばれ、地域産業、観光における交流ルートとなっている。

秋田港と苫小牧、新潟、敦賀港を結ぶ長距離フェリーは、陸運と海運を組み合わせた日本海側の輸送ルートとして、貨物や旅客の輸送を支えている。

平成18年にリサイクルポートの指定を受けた能代港は、古くから林産品や鉱物資源を輸送する港として整備が進められてきている。背後の県北部地域には、環境・リサイクル産業が集積しており、リサイクルポートとしての利活用が見込まれている。

④地域独自の技術の存在

当該地域は、鉱物資源や森林資源に恵まれていたことから、そこで培われた高度な製錬技術、木材加工技術があり、それに関わる人材や施設などが集積してきた。現在は鉱山が閉山するなど環境の変化はあるが、鉱山関連基盤等を活用した金属リサイクル、廃棄物処理、廃木材・廃プラスチックを活用した複合素材の製造では、日本でも有数の集積地となっている。

特にさまざまな金属を含有している複雑鉱（黒鉱）の高度な処理技術をもつ企業は、世界でも数社のみとされており、不純物や有害物質を安全かつ確実に無害化・除去しつつ、高品質かつ2・3種類の金属が回収可能であり、現在使用済家電等金属含有製品のリサイクルに活かされている。

⑤地域の産業を支える企業の集積等

県北部地域を中心に、平成11年11月に国から承認を受けた「秋田県北部エコタウン計画」等により、林業や鉱業等で培われた様々な技術やインフラ技術を活用して各種事業を推進した結果、銅製錬所を中心とした金属リサイクル、家電リサイクル、土壌浄化、廃棄物処理等の環境・リサイクル産業が集積してきた。

また、秋田市内には日本最大の亜鉛製錬所及びインジウムリサイクル工場や日本唯一のタンゲステンリサイクル工場等が集積し、銅、鉛、亜鉛製錬所を核とした日本一の環境・リサイクルコンビナートを形成し、リサイクル事業を積極的に展開している。



本県に集積する環境・リサイクル関連企業

⑥人材、NPO等の地域の担い手の存在等

平成20年度に文部科学省から「あきたアーバンマイン技術者養成プログラム」が採択され、秋田大学と県が連携し県内企業、NPO、行政関係者等を対象に資源リサイクル事業の基本となる科学技術を理解し、リサイクル産業を支援するコーディネーター人材、技術開発や共同研究の発掘などマッチング力を備えた人材、3R事業等の推進、リサイクルの裾野を広げ環境教育等に貢献できる人材を養成している。

⑦地域内外の人材・企業等のネットワーク

- ・環境・リサイクルに係る人材育成や技術開発を行っている秋田県金属鉱業研修技術センター（財団法人資源技術開発機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 金属資源技術研究所、財団法人国際資源大学校を有する施設の総称）や秋田大学工学資源学部等が立地しており、それぞれの分野で産学官が連携を図っている。
- ・平成21年度から国と連携し、マレーシア・ペナン州、タイ・チョンブリー県地域を対象に、本県が有する環境・リサイクル技術やエコタウンのノウハウを提供し、資源循環システムの構築に協力している。今後、さらに交流等を推進し、県内企業の環境・リサイクルビジネスの創出や拡大に結びつけていく。
- ・また、平成22年度には、アジア5カ国の駐日大使・外交官等を秋田県に招き、循環型社会の形成に向けた「アジア環境フォーラム」を関係団体、企業等と連携し開催した。

⑧その他の地域の蓄積

企業、大学、行政、団体、NPOが連携し、地域一体でリサイクルを積極的に推進している。平成18年度から全国に先駆け大館市から始めた使用済小型家電の収集試験を20年度からは、全県25市町村協力のもと拡大し実施しており、地域住民の合意が形成されているという他の地域にはない特色がある。

また、製錬からリサイクル、最終処理施設まで、リサイクルコンビナートを大規模に運営できているのは、地元住民の長年に渡る理解や支援があったからこそ、実現ができたものである。

3 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

ア) 行おうとする事業の内容

①家電等の金属系使用済製品の広域回収によるレアメタル等金属資源の安定確保

1) 事業の内容

○特区の特徴

- ・ 特区内において県が適正な運搬能力を有する宅配業者、運送業者を「特定収集運搬事業者」として指定し、廃棄物処理法の収集・運搬の許可を不要とすることで、金属系使用済製品の広域回収を可能とする。また、県がリサイクル企業を「特定再資源化事業者」として指定し、金属系使用済製品の保管期限を緩和することで効率的なリサイクルを可能とする。

※特区指定申請に併せて行う「廃棄物処理法」の規制制度改革の要望の実現により、国が「特定収集運搬事業者」を指定し全国から金属系使用済製品を特区に回収できるシステムの構築が可能となる。

- ・ 家電等金属系使用済製品について、特区内に処分コストよりも低額で引き取ることにより自治体等の処分コストや環境負荷を低減する。
- ・ 回収金属量の分配システムの導入や金融機関による環境格付け等の支援等の当該特区独自のシステム構築により、循環型社会形成の意識向上と金属系使用済製品の回収量を確保する。
- ・ 家電等金属系使用済製品を効率的かつ経済的にリサイクルするための使用済製品の分別及び使用されているプラスチック素材の選別に係る技術開発、分別・選別システムを実証する。
- ・ 地域協議会では、①リサイクル原料となる家電等金属系使用済製品の検討、②運搬・リサイクル方法等の運用基準策定、特定収集運搬事業者及び特定再資源化事業者の指定基準策定、③特定再資源化事業者から報告があった運営状況、回収金属量の評価、検証等を行い、コンセンサス形成を図る。

○広域回収及び再資源化

- ・ 特区内において、市町村を越えて搬入される家電等の金属系使用済製品を収集運搬及び処分する場合の許可等や市町村間の通知など煩雑な事務手続きを不要とし、効率的にリサイクル施設を稼働させること、及び、リサイクル施設における使用済家電等の保管期間の上限を緩和する。
- ・ リサイクルの意向のある自治体及び企業と事業主体となる企業（特定再資源化事業者）が契約締結し、特区内に使用済家電製品等（家電4品目、パソコン、2次電池除く）を受け入れる。
- ・ 契約を締結した自治体及び企業から持ち込まれた家電等金属系使用済製品は、運用基準によ

り家電リサイクル工場である（株）エコリサイクルにおいて、特定のレアメタルを含有する品、主たる資源が銅の品、鉄・アルミの品、プラスチックの品等の資源性、処理性で分別し、機械解砕、機械破砕及び手解体によりレアメタル含有部品、基板、銅、鉄、アルミ、プラスチック等を選別する。

- ・選別されたレアメタル含有部品は、一定量となるまで保管し、秋田レアメタル（株）、マテリアルエコリファイン（株）及び日本新金属（株）等でリサイクルする。基板、銅等の非鉄原料は、小坂製錬（株）及び秋田製錬（株）でリサイクルする。プラスチックは、秋田エコプラッシュ（株）及び秋田ウッド（株）で製品原料、エコシステム小坂（株）等でサーマルリサイクル原料として使用する。
- ・特区内に製鉄所がない鉄、アルミ等は特区外メーカーに売却する。なお、最後に残った廃棄物は、特区内のDOWAグループの中間処理施設や最終処分場で適正に処理する。

○自治体等の処分コスト、環境負荷等の低減

現在の県内市町村の処分コストは約 20 円/kg であるが、特区での引き取り費用を約 10 円/kg 程度（従来コストの約半分程度）と設定することで、排出市町村の処分コストの大幅な削減が図られるとともに、リサイクル率が向上し、また、最終処分量の低減により最終処分場の延命化が図られる。さらに、使用済家電等には、鉛などの有害物質が含有されている場合もあり、リサイクル推進により、焼却施設等への負荷軽減にも資する。

○回収金属量の分配システムの導入によるトレーサビリティの確保

家電等の金属系使用済製品から回収した金属価値を仮想金属量として、カウントして協力者へ分配するとともに熱回収量を報告し、「資源循環」と「有害物管理」の両面をコントロールすることにより、循環型社会に向けた意識の向上や、排出元の各市町村や各企業においての特区参加へのインセンティブにつなげる。

○金融機関による環境格付け等の支援：

環境格付け制度を実施し、市町村・企業の環境への取組を評価することにより、取組開始のインセンティブや家電等の金属系使用済製品回収量の増加につなげる。

○リサイクル技術の開発及び設備の導入

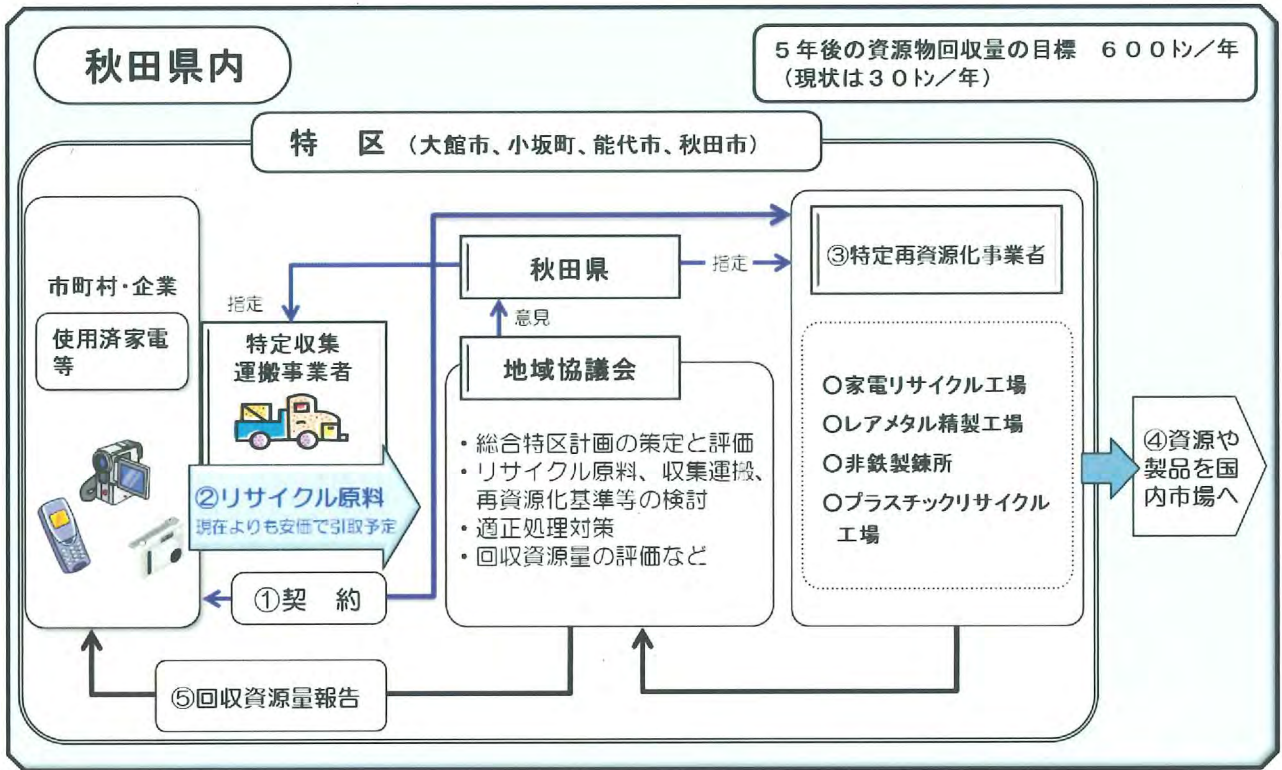
家電等金属系使用済製品を効率的かつ経済的にリサイクルするための分別及び使用されているプラスチック素材の選別技術開発及びシステム実証し、設備を導入する。

○不法投棄、不適正処理対策

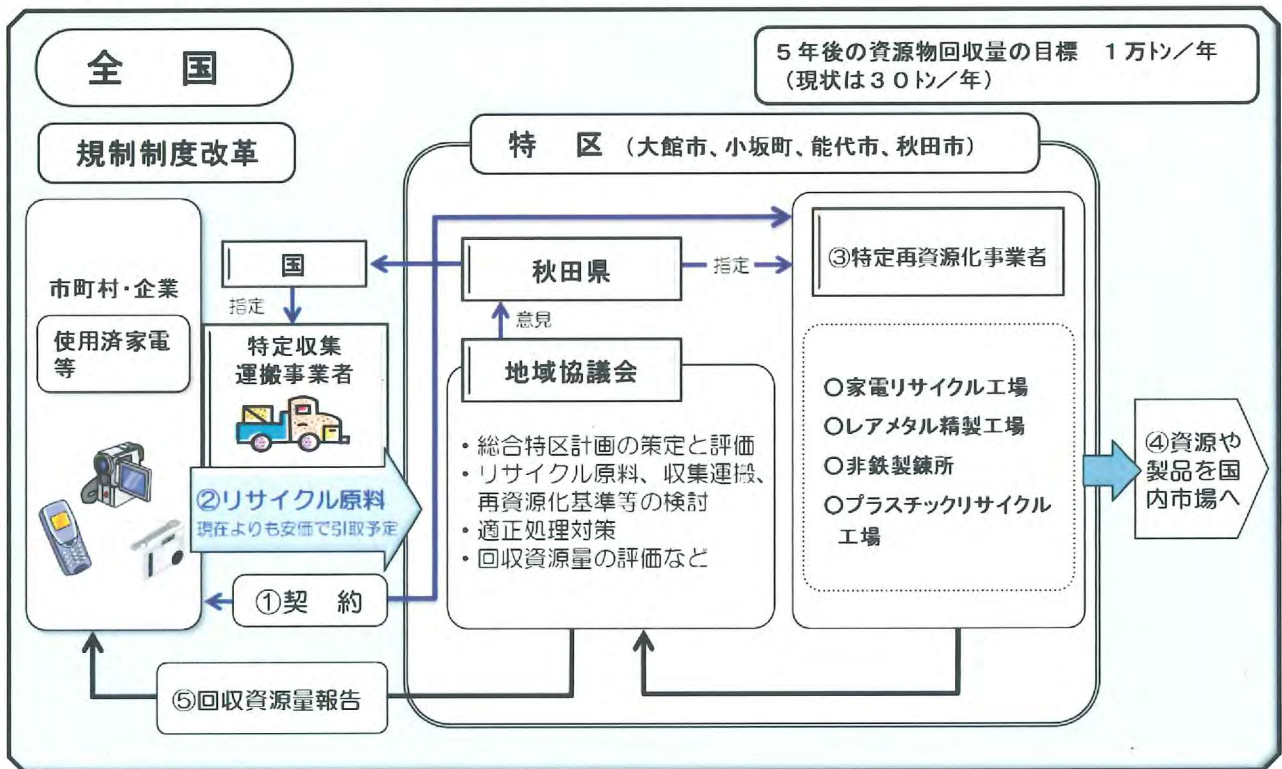
- ・対象となる金属系使用済製品は、特例となる規定を除いては廃棄物処理法を適用することとする。
- ・県（産業労働部、生活環境部、各保健所）及び大館市などが連携・協力して、適正処理の指導を実施する。

【レアメタル等リサイクル資源特区の概要図】

(1) 特区（県内）の概要図



(2) 規制制度改革実現（全国）による概要図【参考】



2) 想定している事業実施主体

(株) エコリサイクル、DOWAエコシステム(株)、小坂製錬(株)等

3) 当該事業の先駆性

我が国独自の資源確保が重要な課題となっており、レアメタルはもとよりベースメタルも新たなリサイクルシステムの構築が急務である。しかし、廃棄物の適正処理を目的とした現行法の枠組みでは、リサイクルの推進は困難な状況にある。本県では、希少金属も視野に入れた小型家電等のリサイクルシステムの構築を目指し、行政・県民・企業の全員参加型で平成18年度から全国に先駆けて試験を開始した。この取組は、廃棄物処理法の基準を遵守し県が中心となって運用基準を定め、資源確保を推進しようとするものであるが、この取組を通して、小型家電等のリサイクルシステムの構築に向けた制度的な課題等が明らかとなった。

この制度的な課題に対応するため、当該事業においては、総合特区の指定を受け廃棄物処理法の収集・運搬・処理の規制緩和を図ることにより、鉱山に関連した高度な選鉱、製錬技術(P6:「④地域独自の技術の存在」を参照)や施設、人材を有し、国内最先端の金属リサイクル関連産業の集積地である当該地域において、日本唯一のリサイクルコンビナートを活用して、効率的な分別、再資源化等を行うことが可能となり、我が国のリサイクル制度のパイロット的な役割を果たすとともにレアメタル等金属資源の安定確保や地域経済の活性化に大きく寄与する。

本特区はリサイクル制度のない全ての金属系使用済製品を対象として、現状では埋立されている機器から多くの資源を回収し、市町村処理施設の負荷軽減等、処分コストの削減の外、有害物質の拡散防止などに資することができる。事業主体や施設、人材、地域の合意形成等、当該事業を行う体制は既に整っている。

4) 関係者の合意の状況

この特区に関する事業の内容等については、県、関連市町及び企業、団体等からなる地域協議会で協議し合意を得ている。また、小型家電品の収集試験は平成18年度から開始され、試験エリアは県全域の25市町村に広がっている。この間、県では25市町村に対して説明会やコンセンサス会議等を行ってきており、関係者のリサイクルに対する関心は非常に高い。収集試験は、住民等の地域の協力で成り立つものであり、一般的には、実施までに数年間要することが予想されるが、本県では既に、県民の使用済小型家電に対するリサイクル意識が高い。

5) その他当該事業の熟度を示す事項

環境・リサイクル産業の振興を図るため、次の事業を実施している。

○廃小型デジタル家電等収集システムに関する基礎調査(平成18年度)

使用済小型家電等の国内外のリサイクルの動向、県内の廃棄物及び処理状況等の基礎調査を実施した。

○使用済小型家電等のリサイクルに関する収集調査事業(平成18年度～)

県内市町村や企業、R to S研究会の協力を得て使用済小型家電等を収集し、収集システムや

経済性、事業化等について検討、平成20年11月から経済産業省、環境省のモデル事業に採択され継続実施している。さらに平成22年度のモデル事業では他県のモデル事業（名古屋市・津島市や熊本県水俣市）で回収した機器を受け入れ、レアメタルの抽出についても実証事業を行うなど県内に留まらず、広域的な連携事業も行っている。

○北部エコタウン環境産業観光推進事業

（平成18年度～平成20、21年度は地方の元気再生事業として実施）

県北部地域には、エコタウン事業により整備されたリサイクル施設をはじめとして、多くの環境・リサイクル産業関連施設が集積している。これらの施設を観光資源として捉え既存の観光に結びつけて、エコタウン事業のPRや環境教育並びに地域経済の活性化を図ることを目的に平成18年度から取り組んでいる。

○あきたアーバンマイン開発アカデミーの開設（平成20～24年度）

（文部科学省 科学技術戦略推進費補助金）

秋田大学と県が連携し、県内における環境・リサイクル産業の拡大、3R事業等の推進、リサイクルの裾野を広げ環境教育等に貢献できる人材を養成している。

なお、平成20年7月に内閣総理大臣から本事業に係る地域再生計画（秋田の強みを生かした環境リサイクル産業振興計画）の認定を受けている。

○レアメタル等金属リサイクル推進事業（平成23年度～県単独事業）

本県の強みである鉱山関連技術を活用して、レアメタルなどの金属資源等リサイクルを推進するため、次の事業を実施している。

- ・使用済小型家電のリサイクルシステム構築のための事業化検討委員会開催
- ・レアメタル等リサイクル資源特区の実現に向けた協議会の開催
- ・新粗大ゴミ等で捨てられているビデオデッキ、炊飯器等の中型家電からの金属等のリサイクル促進のための再資源化状況等に係る実態調査
- ・産業廃棄物として処理されている光学ガラス研磨材のリサイクル技術の研究
- ・県立工業高校が中心となって行う使用済小型家電の回収試験及び体験型研修の実施

○東日本PVリサイクルネットワーク事業（平成23年度～）（東北経済産業局補助事業）

県内リサイクル関連企業と連携・協力して、今後、大量廃棄が予測される使用済太陽光発電システムのリサイクル技術等を確立するとともに社会システムの構築について検討する。

イ) 地域の責任ある関与の概要

①地域において講ずる措置

1) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・環境調和型産業集積支援事業補助金

（平成16年度より措置／平成23年度予算額：6,000万円）

- ・あきた企業立地促進助成事業（資源循環型）

（平成14年度より措置／平成23年度予算額：3億4,000万円）

- ・新事業展開資金（事業革新制度）による融資制度（平成15年度より措置、認定業務のみ）

2) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

- ・基礎となるリサイクル原料や収集運搬・再資源化の基準、特定収集運搬事業者及び特定再資源化事業者の指定基準、適正処理対策、回収資源量の評価方法等について、県及び地域協議

会で検討していくほか、必要に応じて県条例の策定についても検討を進める。

- ・「秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」の事前協議を対象除外とすることにより事業者の積極的な参画を促す。
- 3) 地方公共団体等における体制の強化
 - ・地域協議会と県が特区運営にあたり、連携強化し、県と関係自治体が適正処理指導や不法投棄防止対策を実施する。
- 4) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

②目標に対する評価の実施体制

1) 目標の評価の計画

数値目標（1）：毎年度末に評価実施予定

2) 評価における地域協議会の意見の反映方法

地域協議会において、各委員の意見を取りまとめて対応方針を決定し、事務局（秋田県）や特定再資源化等事業者が役割に応じて計画を策定する。地域協議会の開催概要については、随時公表する。

3) 評価における地域住民の意見の反映方法

数値目標に対する回収実績を公表し、ホームページ等により通年で意見を受け付ける。

また、本特区では住民への普及啓発事業として随時、シンポジウムや市民会議などを行う。

ウ) 事業全体の概ねのスケジュール

①事業全体のスケジュール

平成 24 年～

○地域協議会の開催（1～5 月）

- ・機器の指定、運搬・リサイクル方法等の運用基準や特区の評価方法などを策定
- ・総合特別区域計画の協議及び策定

○総合特別区域計画の申請及び認定（6～7 月）

○総合特別区域法等の改正・施行（8 月）

○必要となる条例の制定及び施行（上記と同時期）

○特定収集運搬事業者、特定再資源化事業者の指定（上記と同時期）

○各事業の実施（総合特区法、条例等の施行後）

○リサイクル技術の開発等（上記と同時期）

②地域協議会の活動状況

平成 23 年 4 月：レアメタル等リサイクル資源特区地域協議会を設立。同日、第 1 回地域協議会を開催（4 月 20 日）。

- ・当初構成員：（14 名）DOWAエコシステム（株）、小坂製錬（株）、（株）エコリサイクル、マテリアルエコリファイン（株）秋田工場、（株）デンコードー、東北大学（NPO 法人 R to S 研究会）、（財）秋田県鉱業会、大館商工会議所、秋田県、大館市、小坂町、能代市、秋田市
- ・設立目的：レアメタル等リサイクル資源特区の申請を行うために地域協議会を設立。
- ・事務局：秋田県

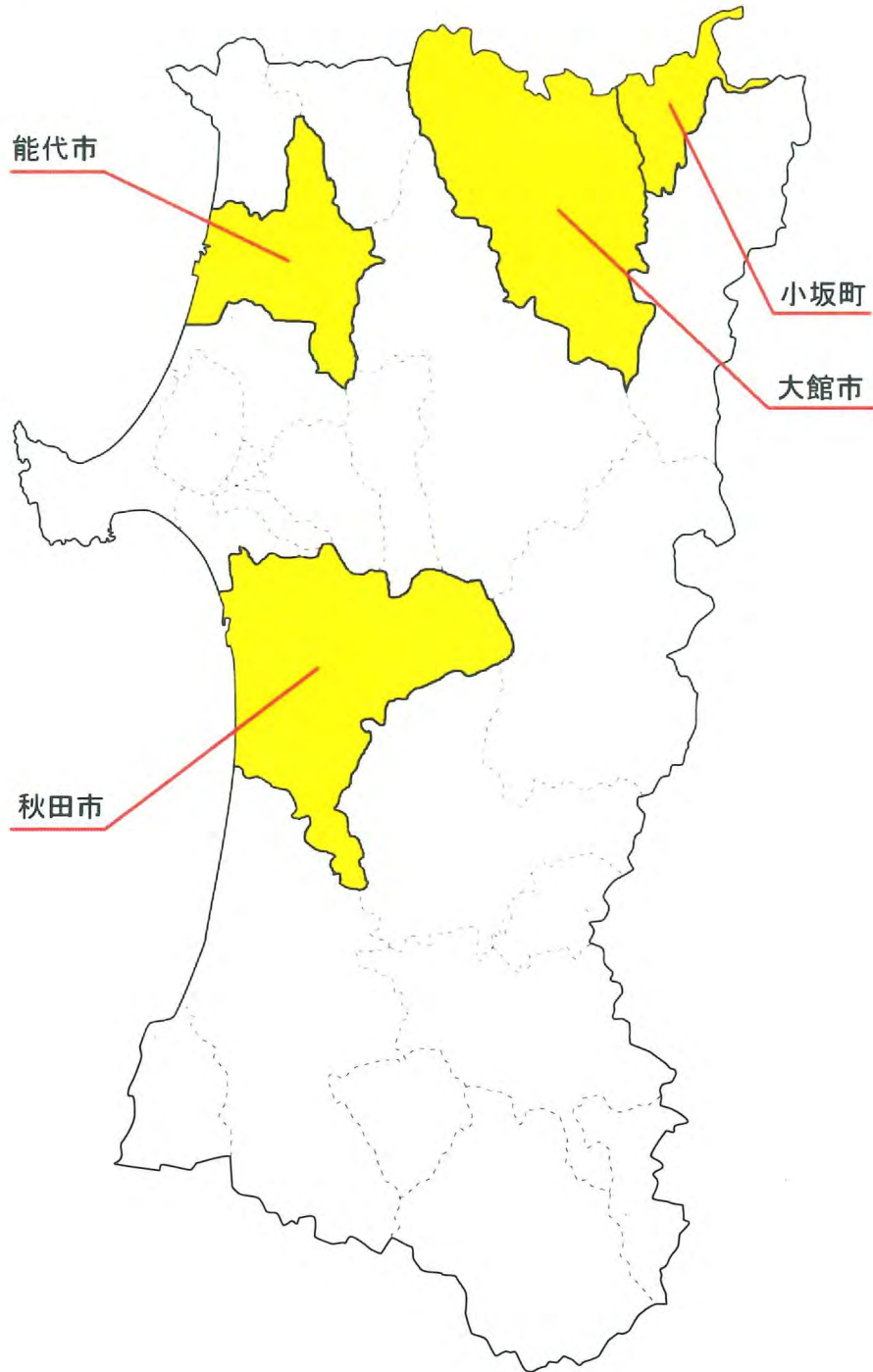
・委員長 : 東北大学大学院 環境科学研究科 教授 白鳥 寿一

平成 23 年 9 月 : 第 2 回レアメタル等リサイクル資源特区地域協議会を開催 (9 月 16 日)。

新たに (株) 日本政策投資銀行が参画。

別添4 指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面

秋田県



秋田市、大館市、小坂町及び能代市の全域

レアメタル等リサイクル資源特区

別添 6

地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成23年9月30日

内閣総理大臣 殿

秋田県知事 佐竹 敬久

総合特別区域法第33条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

規制の特例措置等の提案書

1 提案団体名

秋田県

2 提案内容

別表のとおり

提案団体名: 秋田県

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分				
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他
	・特区内で行う家電等金属系使用済製品の広域回収にあたっては、県が指定する収集事業者は一般廃棄物収集運搬業の許可取得を要しない。	・一般廃棄物の広域的な収集運搬を行うには、排出元、排出先市町村長の双方の許可又は排出先市町村の委託が必要となっている。 ・関係市町村長の許可等を得なければ収集運搬ができないため、現行制度は広域リサイクルの障壁となっている。	・総合特別区域法に「特定収集運搬事業者」を規定し、特区内で行う家電等金属系使用済製品の広域回収にあたっては、許可等を要せずに広域回収を行うことができる仕組みとする。 ・本特区では県が特定収集運搬事業者を指定できる仕組みとする。	・各市町村長による許可等の制度を規制緩和することにより、広域回収が可能となり、従来は出来なかったレアメタル等のリサイクルが可能となる。 ・対象機器を資源と捉えることで、多様な物流システムの利用や効率的な運搬が図られる。	・レアメタル等の金属は我が国の製品製造にとって必要不可欠なものであるが、近年、産出国の資源の固い込みによる輸入制限、価格高騰及び政情不安などにより、安定確保することが極めて困難な状況にある。 ・現行リサイクル制度がない廃家電や産業機器には多くの資源が含まれているが、リサイクル可能なものであっても、排出時に廃棄物として判断されることにより、大半が廃棄物として最終処分されているほか、海外へ流出し有害物が適正処理されない事例が報告されている。 ・市町村や処分業者では一般的には減容化処理とでの中間処理に留まり、貴金属やレアメタル等の有用金属が回収されることはない。	・本特区では現状、廃棄物として埋立処理等されている機器についても、回収量を確保することにより、鉄やアルミニウム等のベースメタルはもちろん、貴金属やレアメタルまで回収することができる。 ・本特区のレアメタル等の回収事業は全国市町村から、家電等金属系使用済製品の回収量を確保することが必須条件となるが、広域回収を推進するためには各市町村長からの許可が不要となるような規制緩和を行う必要がある。 ・対象となる使用済機器は、腐食、悪臭、爆発、化学的変化等の要素が少なく、配運荷物と同様の取り扱いを可能として、責任能力や管理体制等、一定基準を満たす者に限って指定を行うものとする。 ・ただし、特定収集運搬事業者は許可不要であっても、令3条の基準を遵守した収集運搬を行うものとする。	廃棄物処理法第7条第1項	環境省	○				
	・特区内で行う家電等金属系使用済製品の広域回収にあたっては、県が指定する収集事業者は産業廃棄物収集運搬業の許可取得を要しない。	・産業廃棄物の広域的な収集運搬を行うには排出元、排出先の両県知事又は保健所設置市長の許可が必要となっている。 ・各県知事等の許可を得なければ収集運搬ができないため、現行制度は広域リサイクルの障壁となっている。	同上	・県知事等による許可制度を規制緩和することにより、広域回収が可能となり、従来は出来なかったレアメタル等のリサイクルが可能となる。 ・対象機器を資源と捉えることで、多様な物流システムの利用や効率的な運搬が図られる。	同上	・本特区では現状、廃棄物として埋立処理等されている機器についても回収量を確保することにより、鉄やアルミニウム等のベースメタルはもちろん、貴金属やレアメタルまで回収することができる。 ・本特区のレアメタル等の回収事業は、産業廃棄物についても全国の排出事業者からも回収量を確保する必要があり、広域回収を推進するためには各県知事等からの許可が不要となるような規制緩和を行う必要がある。 ・対象となる使用済機器は、腐食、悪臭、爆発、化学的変化等の要素が少なく、配運荷物と同様の取り扱いを可能として、責任能力や管理体制等、一定基準を満たす者に限って指定を行うものとする。 ・ただし、特定収集運搬事業者は許可不要であっても、令6条の基準を遵守した収集運搬を行うものとする。	廃棄物処理法第14条第1項	環境省	○				
	・特区内で行う家電等金属系使用済製品の広域回収にあたっては、一般廃棄物の処分の委託基準を緩和すること	・広域的に一般廃棄物の処分を委託する場合、排出元市町村長は受入先市町村長に通知を行うことや年に1度の現地確認などの必要があり、実務的にも事前協議を行うなど煩雑な事務が生じている。	・本特区に家電等金属系使用済製品の搬入を行うおとする市町村は国または県が指定する「特定再資源化等事業者」との契約を行うものとし、各市町村間の通知等の事務は要しないものとする。	・本特区は家電等金属系使用済製品の回収量を確保することが必須条件であるが、各市町村間の通知や事前協議等の手続きが生じたままでは各市町村から協力が得られにくい。 ・特定再資源化事業者による質の高いリサイクルシステムへの転換を図り、静脈産業を活性化させるためには行政手続きを極力省く必要がある。	同上	・回収量確保や静脈産業が活性化する方向での広域回収を推進していく必要があることから、市町村間による煩雑な手続きを規制緩和する必要がある。 ・事前通知自体は行わなくなるが、特定再資源化等事業者との契約による搬入計画量等の基本的情報については市町村へ情報提供されるものとする。	廃棄物処理法施行令第4条第1項第9号	環境省	○				
	・特区内で行う家電等金属系使用済製品の広域回収にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の送付期限を緩和する。	・処分業者から排出事業者へ返送されるマニフェストには送付期限が設けられているが、効率的操業のために長期の蓄積保管を行う場合、マニフェストの送付期限を遵守出来なくなる可能性がある。	マニフェストの送付期限を緩和する。	・マニフェスト報告期限は処分業者からは90日以内、最終処分業者からは180日以内とされているが、本規定により処分業者には処分期限が設けられていることとなる。 ・廃棄物処理法上、廃棄物は一定期間内に処理されるよう規定されているが、本特区ではレアメタル部品は蓄積保管する仕組みであることから、マニフェストの送付期限の緩和を求める。	同上	・本特区事業で重要となる効率的操業の実現のためにはマニフェストの送付期限を緩和することが重要である。 ・対象機器やレアメタル部品の違いによって、長期的に保管しなければならないものの、現行法で対応できるものなど、特性を見極めて規定するものとする。	廃棄物処理法施行規則第8条の28	環境省	○				

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:秋田県

提案事項管理 番号 ※事務局入 力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関 係官庁	区分				
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他
	<p><参考> 本特区でのレアメタル等リサイクル事業をより活性化させるとともに、国内の資源政策等に貢献するため、特区外(県外)に規制緩和効果が及ぶものについては、別途、内閣府の「国の規制・制度の改革」により要望するものとする。</p> <p>(1)一般廃棄物収集運搬業の許可を不要とする制度 ・本特区同様、家電等金属系使用済製品の広域回収にあたっては、国が指定する収集事業者は一般廃棄物収集運搬業の許可取得を要しないとする特例措置を求める。</p> <p>(2)産業廃棄物収集運搬業の許可を不要とする制度 ・本特区同様、家電等金属系使用済製品の広域回収にあたっては、国が指定する収集事業者は産業廃棄物収集運搬業の許可取得を要しないとする特例措置を求める。</p> <p>(3)一般廃棄物の処分の委託基準を緩和 ・一般廃棄物の処分を委託する場合、現行では事前通知や実地確認義務など煩雑な事務が生じるが、家電等金属系使用済製品については広域的なリサイクルを促進するため、特例措置を求める。</p> <p>(4)産業廃棄物管理票(マニフェスト)の送付期限を緩和 ・処分業者から排出事業者へ返送されるマニフェストには送付期限の規定があるが、効率的操業のために長期の蓄積保管を行う場合が想定されるため、送付期限の緩和について特例措置を求める。</p>												

※「区分」欄には、該当する区分に「○」を記載してください。(複数記入可。)

別添 9 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	第1回レアメタル等リサイクル資源特区地域協議会
地域協議会の設置日	平成23年4月20日
地域協議会の構成員	<p>東北大学大学院 環境科学研究科 教授 白鳥 寿一 DOWAエコシステム株式会社 担当課長 梶原 史洋 小坂製錬株式会社 取締役総務部長 矢内 康晴 株式会社エコリサイクル 代表取締役常務 笹本 直人 マテリアルエコリファイン株式会社 秋田工場長 宮川 昌樹 株式会社デンコードー営業本部 物流・サービス部長 黒崎 誠（欠席） 財団法人 秋田県鉱業会 理事長 京野 周平 大館商工会議所 事務局長 和田 成達 小坂町町民長 木村 政義（代理：課長補佐 田中 亨） 大館市市民部環境課長 佐藤 孝弘 能代市環境産業部環境衛生課長 大倉 善彦 秋田市環境部環境都市推進課 副理事(兼)課長 相場 修治 秋田県生活環境部環境整備課長 高橋 浩 秋田県産業労働部資源エネルギー産業課長 三浦 泰茂</p>
協議を行った日	平成23年4月20日（水）
協議の方法	協議会を開催
協議会の意見の概要	<p>「自治体及び企業から資源物（※）」が特区内のリサイクル事業者は無償で引き渡された時点で廃棄物に該当しないこととする。」とした特区の申請内容について協議会委員から特段の反対意見はなく、使用済家電のリサイクルを本特区により推進していくことについて各委員から賛同が得られた。</p> <p>※資源性が高いものとして県が認定した使用済家電</p>
意見に対する対応	なし

別添 9 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	第2回レアメタル等リサイクル資源特区地域協議会
地域協議会の設置日	平成23年4月20日
地域協議会の構成員	<p>東北大学大学院 環境科学研究科 教授 白鳥 寿一</p> <p>DOWAエコシステム株式会社 担当課長 梶原 史洋</p> <p>小坂製錬株式会社 取締役総務部長 矢内 康晴</p> <p>株式会社エコリサイクル 代表取締役常務 笹本 直人</p> <p>マテリアルエコリファイン株式会社 秋田工場長 宮川 昌樹</p> <p>株式会社デンコードー営業本部 物流・サービス部長 黒崎 誠</p> <p>(代理：ケーズデンキ 秋田中央配送センター センター長 皆川 和也)</p> <p>財団法人 秋田県鉱業会 理事長 京野 周平 (欠席)</p> <p>株式会社日本政策投資銀行 環境・CSR部長 竹ヶ原 啓介</p> <p>大館商工会議所 事務局長 和田 成達 (欠席)</p> <p>小坂町町民長 木村 政義 (代理：課長補佐 田中 亨)</p> <p>大館市市民部環境課長 佐藤 孝弘 (代理：主査 成田 純一)</p> <p>能代市環境産業部環境衛生課長 大倉 善彦 (代理：主査 佐藤 栄毅)</p> <p>秋田市環境部環境都市推進課 副理事(兼)課長 相場 修治 (欠席)</p> <p>秋田県生活環境部環境整備課長 高橋 浩</p> <p>秋田県産業労働部資源エネルギー産業課長 三浦 泰茂</p>
協議を行った日	平成23年9月16日(金)
協議の方法	協議会を開催
協議会の意見の概要	<p>(主な意見)</p> <p>①規制緩和による環境影響への対応策を詳細に検討していくことが必要。</p> <p>②搬入する市町村へ事前に様々な情報提供がされるような仕組みが必要。</p> <p>③金融に係るインセンティブが特区の潤滑油となるような具体的な事業があることが望ましい。</p> <p>④金融機関による評価システムについては、排出者のみならず多様な関係者を想定すべきである。</p> <p>⑤産業廃棄物の保管量上限の規定は現行のままで対応可能である。</p>
意見に対する対応	<p>①今後は地域協議会で具体的な対応案を議論していくこととしたい。</p> <p>②契約に記載される計画搬入量や搬入時期をはじめ、必要情報を市町村が事前把握できる仕組みとし、必要情報を関係者が共有できる仕組みとしたい。</p> <p>③利子補給制度の活用方法や環境格付事業など新たな取組みについて、今後は具体的な事業案について金融機関等と相談しながら進めていきたい。</p> <p>④今後、評価システムの方法を検討しながら、多様な関係者にインセンティ</p>

	<p>ブがある仕組みとしていきたい。</p> <p>⑤規制緩和要望から削除する。</p>
--	--

別添 10 指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧（参考資料）

事業名	適用を見込む規制の特例措置等	新たな提案
廃棄物の広域移動事業	（規制の特例措置） <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法第 7 条第 1 項の一般廃棄物収集運搬業の許可 ・ 廃棄物処理法第 14 条第 1 項の産業廃棄物収集運搬業の許可 ・ 廃棄物処理法施行令第 4 条第 1 項第 9 号の一般廃棄物の処分の委託 ・ 廃棄物処理法施行規則第 8 条の 28 のマニフェスト送付期限 	○
使用済家電の高度選別機の開発及び導入事業	（財政上の支援措置） <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業技術実用化開発事業費補助金（資源循環型実証事業）の活用 	○
利子補給制度の活用	（金融上の支援措置） <ul style="list-style-type: none"> ・ 利子補給制度の活用 	○

※ 新たに提案したものに加え、総合特別区域基本方針第 5 「総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画」に記載されているものについても、記載してください。

※ なお、新たに提案したものについては、「新たな提案」の欄に「○」を記載してください。

別添11 指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧(参考資料)

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	秋田県	担当部署名	産業労働部資源エネルギー産業課	担当者名		電話番号		E-Mail	
総合特別区域の名称	レアメタル等リサイクル資源特区			国際・地域の別	地域	対象地域	大館市、小坂町、秋田市及び能代市の全域		計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 28 年度 (5 年間)

●国の財政支援を希望する事業

事業番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	総事業費 (単位:千円)	年度別 事業費(上段)・国費(下段) (単位:千円)				
									H24	H25	H26	H27	H28
1	使用済家電の高度選別機の開発及び導入事業	使用済家電からプラスチックを高度選別する機器及び選別ライン又は選別施設を開発・導入する事業	秋田県	経済産業省	「産業技術実用化開発事業費補助金(資源循環型実証事業)」	拡充	事業費、補助対象経費、補助率の拡大	100,000	50,000	50,000			
								50,000	25,000	25,000			
2								0					
								0					
3								0					
								0					
4								0					
								0					
5								0					
								0					
6								0					
								0					
7								0					
								0					
8								0					
								0					
9								0					
								0					
10								0					
								0					

<記載要領>

- 「国の財政支援を希望する事業」については、総合特区計画の推進のため、優先順位の高いものから順次記載してください。
- 「事業名」欄には、総合特区指定申請書に記載されたものと同じ名称を用いてください。
- 「事業内容」欄には、目的・対象者・規模等が分かるよう、かつ簡潔に記載してください。
- 「国の制度名」欄には、既存制度名や要綱名を記載してください。なお、作成団体で分からない場合、都道府県や地方支分部局等に可能な範囲内で問合せの上、記載してください。(どうしても分からない場合、「不明」で可)
新規制度の創設を希望する場合は空欄のままにしておいてください。
※内閣府所管の「総合特区推進調整費」は各府省の予算制度を補完するものであるため、「国の制度名」には各府省の予算制度名を記載してください。(総合特区推進調整費を記載することはできません。)
- 「新規拡充」欄には、新規制度の創設を希望する場合は「新規」を、既存制度の拡充を希望する場合は「拡充」を選択してください。(いずれでもない場合は空欄)
- 「新規・拡充内容」欄には、「新規」の場合は国が財政支援すべき理由を、「拡充」の場合は拡充の内容と理由を記載してください。
- 事業数が10を超える場合は、適宜、行挿入して追加してください。
- 「事業費」欄:補助金(交付金)の場合は補助(交付)対象経費を、地方負担がない事業の場合には国費相当額を記載してください。
- 「年度別事業費・国費」欄について、財政支援措置を希望する年度が5ヶ年を超える場合、適宜記入欄を追加してください。

国の規制・制度の改革に関する提案(案)

提案事項管理番号 ※事務局入力欄	提案区分	提案事項名 (タイトル) (必須)	提案の視点 (必須)	提案の具体的内容 (必須)	提案理由 (必須)	根拠法令等(必須)	制度の所管官庁 (必須)	提案主体名 (会社名・団体名) (必須)	会社名・団体名の公開の可否 (必須)	提案主体 分類コード
	規制・制度	・家電等金属系使用済製品の広域回収にあつては、国が指定する収集事業者は一般廃棄物収集運搬業の許可取得を要しない。	規制・制度の撤廃や見直し	・家電等金属系使用済製品の広域回収にあつては、一定の要件を満たす事業者については、国が「特定収集運搬事業者」を指定することにより、許可等を要せずに広域回収を行うことができる仕組みとする。	レアメタル等の金属は工業製品の製造にとって必要不可欠なものであるが、近年、産出国の資源の困り込みによる輸入制限、価格高騰及び政情不安などにより、安定確保が極めて困難な状況にある。現行リサイクル制度がない家電や産業機器にはレアメタルを含む多くの資源が含まれているが、リサイクル可能なものであっても、排出時に廃棄物として判断され、大半が廃棄物として最終処分されているほか、海外へ流出し有害物が適正処理されない事例が報告されている。資源小国の我が国にとっては、こうした家電等金属系使用済製品(以下「使用済製品等」という。)からも有用金属を回収し確保すべきと考えるが、使用済製品等の多くは一般廃棄物であり、貴金属やレアメタルを回収するため、域外処理を行おうとする場合、排出元・排出先市町村長の収集運搬業許可等が必要となる。使用済製品等からのレアメタルなどの回収は、回収量確保が必須条件となるため、広域のリサイクルを推進するためには各市町村長からの許可等が不要となるような規制緩和を行う必要がある。本提案では、腐食、悪臭、爆発、化学的変化等の要素が少ない使用済製品等について、配達荷物と同様の取扱いを可能として、責任能力や管理体制等、一定基準を満たす者に限り、「特定収集運搬事業者」として国が指定を行うものとする。ただし、特定収集運搬事業者は許可不要であっても、廃棄物処理法の基準を遵守した収集運搬を行うものとする。これまで廃棄物であった使用済製品等を資源と捉えて規制緩和を図ることで、多様な物流システムの利用や効率的な運搬が図られるほか、従来は出来なかったレアメタル等を含む有用金属のリサイクルが可能となる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項	環境省	秋田県	公表	b 都道府県単独
	規制・制度	・家電等金属系使用済製品の広域回収にあつては、国が指定する収集事業者は産業廃棄物収集運搬業の許可取得を要しない。	規制・制度の撤廃や見直し	同上	同上(ただし、産業廃棄物にあつては、県知事又は保健所設置市長による許可が必要となっている。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項	環境省	秋田県	公表	b 都道府県単独
	規制・制度	・家電等金属系使用済製品の広域回収にあつては、一般廃棄物の処分の委託基準を緩和すること	規制・制度の撤廃や見直し	・家電等金属系使用済製品の処理を委託する場合に排出元市町村が排出先市町村に対して行う通知等の事務を規制緩和するものとする。	広域的に一般廃棄物の処分を委託する場合、排出元市町村長は受入先市町村長に通知を行うことや継続的に搬入する場合には、年に1度の実地確認の必要があり、実務的にも事前協議を行うなど煩雑な事務が生じている。市町村が家電等金属系使用済製品の広域のリサイクルに積極的に参加し、静脈産業の活性化を図るためにも市町村間の行政手続きを規制緩和するなどの特例措置が必要と考える。なお、規制緩和等を講ずることにより、事前通知が行われなくなる場合においても、搬入計画量や品目などの基本的な情報については、リサイクル業者から事前通知されるとともに定期的に搬入量等の情報も提供されるものとする。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項第9号	環境省	秋田県	公表	b 都道府県単独
	規制・制度	・家電等金属系使用済製品の広域回収にあつては、処分業者による産業廃棄物管理票(マニフェスト)の送付期限を緩和する。	規制・制度の撤廃や見直し	マニフェストの送付期限を緩和する。	レアメタル等の金属は機器に少量しか使用されていないことや希少であっても資源価格が必ずしも大きくない金属も多いことから、効率的なリサイクルが可能となるよう、レアメタル等含有機器又はレアメタル含有部品を一定量まで蓄積保管し、リサイクルすることが重要である。しかし、廃棄物処理法上、処分業者から排出事業者へ返送されるマニフェストには送付期限(※)が設けられており、前述のとおり、効率的な操業のために蓄積保管を行う場合、マニフェストの送付期限を遵守出来なくなる可能性があることから、レアメタル含有機器等の蓄積保管にあつては、マニフェストの送付期限の緩和を求めるものとする。なお、運用にあつては、対象機器やレアメタル部品の違いによって、長期的に保管しなければならぬもの、現行法で対応できるものなど、特性を見極めて規定するものとする。 ※ マニフェスト送付期限は処分業者からは90日以内、最終処分業者からは180日以内	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の28	環境省	秋田県	公表	b 都道府県単独
	<p><参考> 本県では総合特区制度に基づき、家電等金属系使用済製品に含まれるレアメタル等をリサイクルし、国内への資源供給を行い、地域活性化を図ろうとする「レアメタル等リサイクル資源特区」を内閣府へ指定申請することとしている。 本特区は廃棄物処理法の規制緩和などを求めることで実現を図ろうとするものであるが、県内で設定する特区エリアについては総合特区の指定申請により規制緩和を求めるものとし、県外(特区エリア外)へ規制緩和効果が及ぶものについては、本提案(国の規制・制度の改革)により規制緩和を求めるものとした。</p>									